

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和6年3月14日（第10日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和6年平泉町議会定例会3月会議10日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、総務教民常任委員会の委員会調査報告書を議題といたします。

この調査については、総務教民常任委員長の報告を求めます。

4番、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

平泉町議会議長、高橋拓生様。

総務教民常任委員会委員長、氷室裕史。

委員会調査報告書。

本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

1、調査事件。

総務教民常任委員会所管に係る調査について。

1、子育て支援について。

2の調査経過については、お目通しいただきたいと思います。

3、調査意見。

1、町内病児病後児保育の確立。

コロナ禍において、子育てを取り巻く家庭環境は一変した。共働き夫婦は、子どもが罹患すると仕事を休まざるを得ないため、対応が難しい。現在、一関市内に病児病後児保育に対応した施設はあるが、利便性の観点から、町内にも病児病後児保育機能を備えた施設設備を検討されたい。

2、子どもの居場所の確保。

志羅山児童館の廃止など、町内の遊具のある施設は保育所の庭園だけとなり、休日の子どもの遊び場は不足している。また、平泉町のみならず、全国的に不登校の児童生徒が増加の一途をたどる中、運動公園等、子どもの居場所の確保は急務である。早期の施設整備に向けた協議を進められたい。

3、給食費の完全無償化。

令和4年度までに学校給食費完全無償化を実施した自治体は全国1,600市町村の約3割にあたり、その機運は高まりつつある。また、子育て世帯への経済的負担の軽減の観点からも、中学校までの給食費完全無償化の実施に向けて取り組まれたい。

4、交通手段の充実。

町内では、子どもの興味がある様々な催し事があるが、共働きの場合、送迎の都合で諦めてしまうこともある。また、今後のクラブ活動の地域移行等、各家庭の送迎の負担は増加するとも考えられ、子育ての目線に立った交通手段の充実を図られたい。

5、相互の情報発信施策の充実。

子育て世代を含めた各世代の意見を尊重するためには、単一方向の情報提供ではなく、相互の考えを共有すべきである。より一層、町民が直接伝えたいことを伝えられる場の提供と共に、各世代間に対応する話し合いの機会を設けることを望む。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

ただいま報告のあった委員会調査報告書は、議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

次に進行いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第2、産業建設常任委員会の委員会調査報告書を議題といたします。

この調査については、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、産業建設常任委員会の調査報告を行います。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

産業建設常任委員会委員長、升沢博子。

委員会調査報告書。

本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

1、調査事件。

産業建設常任委員会所管に係る調査について。

- (1) 社会基盤整備について。
- (2) 農業振興策について。
- (3) 観光・産業振興策について。

2、調査及び検討の経過については、お目通しをお願いいたします。

3、調査意見。

①社会基盤整備について。

災害時における避難路の確保や緊急車両の通行にとっても道路整備は重要である。町道認定されていない生活道路や、未舗装の生活道路の整備とともに、緊急車両が入れない道路の改善にも引き続き努められたい。

水道事業の広域化については、水道料金値上げや安全の確保についても課題が見られた。また、能登半島地震での水道の復旧状況を見ると、広域化となれば復旧は一層遅れることが推測されることから、慎重な議論が必要と考える。町内での豪雨被害や能登半島地震を踏まえ、維持管理が町に属する「治山ダム」の掌握と対応に引き続き努められたい。

初めて実施した「住環境の向上」をテーマとした町民とのワークショップでは、平成17年に施行されている「景観条例」について、町民から、平泉町で暮らす上で様々な弊害となっていることの意見が出された。そこで当委員会として「景観計画」と「景観条例」については、時間の経過とともに運用上の課題、社会情勢の変化を踏まえ見直す時期に来ているのではないかと考え、別冊の提言とすることとした。

②農業振興策について。

最大の課題は、担い手・後継者不足である。農村の疲弊は、食料の生産基盤の弱体化となり、生産力の低下で、2040年に米は156万トンの供給不足になると推計されている。「食料・農業・農村基本法」の見直しで「自給率の向上」が「放棄」される懸念があり、小規模農家も重要な「食料生産者」との立場で支援を強めることが必要である。町内では、ここ数年、新規の就農者が園芸野菜に意欲を持って取り組んでいる。繁忙期の人手不足なども課題となっているが、「農福連携」の探求も含め若手就農者が希望を持って農業に取り組める支援を強められたい。

昨年は、熊の目撃が町内全域で報告された。また、長島地域ではサルの出没やイノシシの被害が拡大しており、状況の変化を踏まえた対策を講じられたい。

③観光・産業振興策について。

平泉町は、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響により激減した交流人口が、令和5年5月の5類移行を契機に、国内外の観光需要が回復傾向を示し、令和5年度は当町も観光客

が増加し、にぎわいが戻りつつあると感じた年だった。従来通りの開催となった各種イベントや事業も多く、特に令和6年は金色堂建立900年事業として様々な事業が計画され、開催を機に観光事業の飛躍が期待されている。

一方、産業振興については、4年間にわたった新型コロナウイルス感染症の影響から、国・県からの財政支援を受けている事業者も多く、その返済の時期をむかえ、苦慮している事業者も見受けられる。また、高齢化による後継者不足も相まって、この間、廃業に追い込まれる事業者も見受けられた。その中、町は、誘致企業との連携によるプログラミング講座などの人材育成を図り、デジタル技術の活用による新たな仕事への期待も感じられた。当町においては、中尊寺通りの整備完了を受け、新たな店舗開業への助成支援などにより、歩いて楽しい中尊寺通り及び毛越寺通りによる誘客で地元商店の活性化を目指すべきと考える。

避けられない人口減少と高齢化の中、束稲山麓日本農業遺産と藤原氏の平和理念、浄土思想を優位性として、平泉の世界遺産の新たな価値による観光施策として令和5年3月に策定した「観光振興計画」の具現化を図るよう提言する。合わせて、観光客が戻りつつある中でも、物価高騰により利益の減少する現状を踏まえ、コロナ後の観光を支える商工事業者への息の長い支援も継続するよう求める。

以上、報告といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

ただいま報告のあった委員会調査報告書は、議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

次に進行いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第3、議案第2号、平泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書3ページをお開き願います。

議案第2号、平泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、マイナンバーの利用等について定める行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴い、法律と条例との整合を図るため、また、それに加えて、法律に基づいて平泉町において独自利用事務の運用を開始するために改正しようとするものです。

議案第2号参考資料の1ページをお開き願います。

新旧対照表によりまして、改正の内容についてご説明いたします。

初めに、1ページから2ページの第1条関係の新旧対照表ですが、独自利用事務の運用を開始するための改正となります。第4条では、個人番号の利用範囲を規定しておりますが、第1項において、現行では法律に掲げる事務のみとしておりましたが、新たに別表第1及び別表第2に掲げる事務を追加するものです。また、「第2項」は「第3項」に、「第3項」は「第4項」にそれぞれ移行し、新たに第2項において独自利用事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を利用することができる旨を規定するものです。

特定個人情報を利用できる独自利用事務として、別表第1を新たに追加し、平泉町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付規則に定める医療費の助成に関する事務であって、規則で定めるものと規定するとともに、別表第2において、事務を処理するために必要な限度で利用できる特定個人情報は地方税関係情報であって規則で定めるものと規定するものです。

3ページをお開き願います。

第2条関係の新旧対照表ですけれども、法律の改正に伴う所要の整備となります。第2条につきましては、法律において別表第2が廃止され、法律第19条第8号が改正されることに伴い、第6項及び第7項を追加し、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の用語の定義を行うとともに、第4条第1項及び第3項の表記を変更し、法律との整合を図るものです。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものですが、第2条の規定につきましては、令和5年6月9日から起算して1年3か月を超えない範囲内において、政令で定める日とされている法律の施行の日から施行しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第4、議案第3号、平泉町職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書6ページをお開き願います。

議案第3号、平泉町職員定数条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この一部条例改正につきましては、職員の定数について、教育委員会部局から1名を町長部局に異動する改正を行おうとするもので、理由といたしましては、平泉町立幼稚園において、近年の園児数の推移、状況などを踏まえ、令和6年度から複式学級制度の導入及び運用を開始することに伴いまして、幼稚園教諭を1名減員し、多様な保育需要の実態に応じまして、保育士1名の増員を行い、保育の体制を強化しようとするものでございます。

参考資料の4ページをお開き願います。

議案第3号、参考資料、平泉町職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明をさせていただきます。

第2条の表におきまして、町長部局の定員を「92人」から「93人」に、教育委員会部局の定員を「29人」から「28人」に改めようとするものでございます。なお、この条例は、令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第5、議案第4号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

それでは、議案書7ページをお開き願います。

議案第4号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この一部改正条例につきましては、一般職の国家公務員の給与改定に準じた特別職の国家公務員の給与改定を踏まえ、岩手県及び県内市町村の特別職の給与に関する取扱いの状況に鑑み、本町においても特別職の職員における期末手当の支給率の調整を行うため改正しようとするものでございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

議案第4号、参考資料、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明をさせていただきます。

第3条において、これまで「100分の165」であった期末手当の支給率を「100分の170」に改正しようとするものでございます。今回の改正によりまして、期末手当の支給率は、6月支給分、12月支給分それぞれ0.05、合わせて0.10月引上げとなりまして、年間3.30月から3.40月となるものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(高橋拓生君)

起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第6、議案第5号、平泉町一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長(岩淵嘉之君)

それでは、議案書8ページをお開き願います。

議案第5号、平泉町一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この条例は、人事院規則の改正により国家公務員における特殊勤務手当について、昨年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症になったことを受けまして、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当を廃止したことから改正しようとするものでございます。

参考資料の6ページをお開き願います。

議案第5号参考資料、平泉町一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明をさせていただきます。

制定附則第2項及び第3項を削り、このことに伴う制定附則第1項の見出し及び項番号を削り、防疫等作業手当を廃止しようとするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第7、議案第6号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵建設水道課長。

建設水道課長(岩淵省一君)

議案書9ページをお開きください。

議案第6号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

国では、固定資産税評価額の評価替えに併せて、3年ごとに道路占用料の見直しを実施しており、令和4年12月に占用料の額を改定し、令和6年4月1日に施行することから、当町においても、国に準じて今回道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。なお、岩手県においても占用料の額を改定した県条例の改正を行い、令和6年4月1日施行する予定としております。

参考資料7ページ、議案第6号参考資料、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

別表の占用料金額の下線部を改正しようとするものであります。現行に比べて、改正後についてはほとんどの構築物で金額が上がっております。町道の中で専用物件が多い電柱の第一種電柱は、現行「470円」が改正後では「550円」に、次に多いN T Tの第一種電話柱は、現行「420円」が改正後では「490円」となります。

附則として、この条例は、令和6年4月1日より施行しようとするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第8、議案第7号、平泉町水道事業及び簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕建設水道課長。

建設水道課長(岩渕省一君)

議案書14ページをお開きください。

議案第7号、平泉町水道事業及び簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和5年5月26日に公布され、令和6年4月1日から施行されることになりました。今回の改正により、厚生労働大臣が所管している水道設備管理行政(水質又は衛生に関する水道行政を除く)の一部については、社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力、知見を有する国土交通省に移管することになることから、水道法等の規定を引用し、所要の整備を図るものであります。

参考資料11ページ、議案第7号参考資料、平泉町水道事業及び簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

第5条及び第31条の現行の下線部「厚生労働省令」を改正後の「国土交通省令」に改めようとするものであります。

附則として、この条例は、令和6年4月1日より施行しようとするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第9、議案第8号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

それでは、議案書15ページをお開き願います。

議案第8号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての補足説明をさせていただきます。

この条例は、昨年5月に令和6年4月1日を施行とする地方自治法の一部を改正する法律が公布されましたこと、今回の改正法におきまして、指定公金事務取扱者制度に係る規定の新設に伴った条ずれが発生したことによりまして、本町の条例中、該当条項を引用している3本の条例について、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例として一元的に改正しようとするものでございます。

参考資料の12ページをお開き願います。

議案第8号参考資料、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表にて説明をさせていただきます。

整理条例第1条では、平泉町監査委員に関する条例の一部改正について規定しており、第3条において、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に、第9条において、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めようとするものでございます。

参考資料13ページでございます。

整理条例第2条では、平泉町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について規定しており、第5条において、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めようとするものでございます。

14ページでございます。整理条例第3条では、平泉町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について規定しており、第5条において、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めようとするものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。
これから議案第8号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。
したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第10、議案第9号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めること
についてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。
松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書17ページをお開き願います。

議案第9号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについての
補足説明をいたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、令和3年度から令和7年度の5年間に
計画期間として策定しておりますが、この計画変更にあたり、このたび県との変更協議が整いま
したので議決を得ようとするものでございます。

議案書18ページをお開き願います。別紙、総合整備計画書によりご説明いたします。

戸河内辺地は、字泉ヶ城など8つの字の区域であり、5年間ごとの辺地総合整備計画の計画に
掲載することで道路や水道、消防施設等を整備するに当たって優位な辺地対策事業債を活用する
ことができるものです。このたびの第3次変更では、3、公共的施設の整備計画のうち、市町村
道、橋梁の事業費について、橋梁修繕工事に関わる事業費が物価高騰をはじめ燃料費、人件費な

どの工事諸経費が値上がりしていることに伴いまして、事業費等を増額しようとするものです。総合整備計画書の変更箇所は、市町村道、橋りょうの事業費が6,483万2,000円増の1億1,583万2,000円に、財源内訳の特定財源が3,950万4,000円増の7,007万8,000円に、一般財源が2,532万8,000円増の4,575万4,000円に、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が2,530万円増の4,570万円にそれぞれ変更し、これに伴いまして、下段の合計額につきましてもそれぞれ記載のとおり変更しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第11、議案第10号、町道の路線認定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

議案書19ページをお開きください。

議案第10号、町道の路線認定に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

認定路線につきましては、路線番号2104滝の沢林線を平泉町町道認定の基準に関する規定に基づき新たに認定するものであります。

議案書20ページの認定路線網図をお開きください。

黒丸印が路線の起点、矢印が終点を表します。認定路線は、起点、長島字滝の沢43-1から終

点、長島字滝の沢24-8までの延長230.3メートル、幅員2.3から4.7メートルでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

4点ほどお伺いをしたいのですが、まず、今回提案をされましたこの滝の沢林線については、この間、町道の認定と道路の改良を求めた請願として出されたものであります。今回町道認定されるということについては、地域住民の皆さんは非常に今後に向けた大きな期待感を持っているだろうというふうに思いますし、火災害や急病人などが発生したことを想定して、今日まで様々な心労を持ったり、精神的な苦痛をもってしたことが大きく改善をされるということに期待を寄せているというふうに思います。

この請願の内容からして、残っているのは道路改良という課題があるわけですが、この道路改良についても今後検討をしていただけるものというふうに思います。そこで、まず最初に伺いますけれども、住民から多くのこのような生活道路と申しますか、そういうものの整備要望等が出されておりますが、道路整備の透明性の確保が求められているのではないかと申しますが、このことについてどのように考えているのか、お伺いします。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

ご質問のありました、道路整備の透明性を確保するために、生活道路整備評価基準を今年度を作成いたしました。この整備評価基準は、優先度を見極め、公平で効率的な道路整備を行うことを目的としており、これにより透明性は確保されるものと考えております。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

町として、今般、生活道路整備評価基準を定めたということのようですが、その生活道路整備評価基準というのは今後どのように活用されていくのか、お伺いします。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

総合計画実施計画というものはございますが、それを作成するに当たりまして、今、お話にしております整備評価基準を反映させていくということで考えております。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

町では、令和2年度に策定をしたいいわゆる町道の長寿命化事業計画というものがあったというふうに思いますが、その中には、町道の舗装個別施設計画というのが5年間にわたって立てられているはずでしたけれども、今般認定されたこの道路もそのような実施計画に反映されていくということなののでしょうか。私の理解が違っていたら、教えてください。

議 長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

今お話のあります町道舗装個別施設計画は、舗装している道路についてのみ計画を立てるものでありますので、今回路線認定しようとする路線につきましては、砂利道ですので、計画には記載されてはおりません。ただ、安全で円滑な交通の確保及び舗装に関する維持管理を効率的に行うことを目的としており、実施計画には、舗装している道路については反映されております。

議 長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

くどのような言い方になりますけれども、最後の質問にさせてください。

私の思いとすれば、この道に関わってただけに、町長はそれ以上長く関わってこられたというふうに思うのですが、地域住民の期待が損なわれないように、引き続きの取り組みを強く願う立場で最後の質問をさせていただきたいと思いますが、そうしますと、答弁のあった生活道路整備評価基準と町道舗装個別施設計画とは別物であって、今回認定される道についてはいわゆる生活道路整備評価基準で対応したいという、このようなことなののでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

生活道路整備評価基準と町道舗装個別施設計画は、現在別々の事業で実施しておりますので、本路線につきましては、生活道路整備評価基準を用いて検討していくということになるかと思えます。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第12、議案第11号、令和5年度平泉町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書21ページをお開き願います。

議案第11号、令和5年度平泉町一般会計補正予算（第10号）につきまして補足説明をさせていただきます。

22ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款町税2,687万円、1 項町民税2,596万7,000円。これには、法人現年課税分2,666万9,000円が含まれております。2 項固定資産税81万6,000円の減。3 項軽自動車税29万3,000円。4 項町たばこ税142万6,000円。

10 款地方交付税、1 項地方交付税3,583万3,000円。これは、普通交付税でございます。

12 款分担金及び負担金、1 項負担金310万6,000円。これには、保育料他市町村受託分404万3,000円が含まれております。

13 款使用料及び手数料17万4,000円、1 項使用料47万5,000円、2 項手数料30万1,000円の減。

14 款国庫支出金6,128万9,000円の減、1 項国庫負担金1,669万3,000円の減。これには、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,103万4,000円の減額が含まれております。2 項国庫補助金4,428万円の減。これには、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,190万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4,142万7,000円の減額が含まれております。3 項委託金31万6,000円の減。

15 款県支出金51万2,000円、1 項県負担金158万円。これには、国民健康保険保険基盤安定県負担金241万9,000円が含まれております。2 項県補助金66万3,000円。これには、農地利用最適化交付金247万7,000円が含まれております。3 項委託金173万1,000円の減。

16 款財産収入42万5,000円。1 項財産運用収入32万5,000円。2 項財産売払収入10万円。

17 款寄附金、23 ページでございます、1 項寄附金256万円。これには、指定寄附金179万1,000

円が含まれております。

18款繰入金 2億5,010万1,000円の減。1項特別会計繰入金330万円の減。これは、町営駐車場特別会計繰入金でございます。2項基金繰入金 2億4,680万1,000円の減。これには、財政調整基金繰入金 2億4,419万1,000円の減額が含まれております。

20款諸収入485万6,000円の減。1項延滞金、加算金及び過料42万3,000円の減。2項町預金利子5,000円。4項受託事業収入22万円の減。5項雑入421万8,000円の減。これには、文化観光振興拠出金収入100万円の減額が含まれております。

21款町債、1項町債1,330万円の減。これは、道路橋梁改良事業1,350万円の減額が含まれております。

歳入合計補正額 2億6,006万6,000円の減。

24ページをお開き願います。

次に、歳出でございます。

1款議会費、1項議会費262万3,000円の減。

2款総務費985万円の減。1項総務管理費943万3,000円の減。これには、非常用電源設備更新改修設計業務委託料220万円の減額、減債基金積立金1,230万7,000円が含まれております。2項徴税費296万3,000円の減。3項戸籍住民基本台帳費174万円。これには、戸籍附票システム改修業務委託料266万2,000円が含まれております。4項選挙費137万円。5項統計調査費56万4,000円の減。

3款民生費5,926万5,000円の減。1項社会福祉費531万円の減。これには、国民健康保険特別会計繰出金403万6,000円、健康福祉交流館特別会計繰出金181万7,000円の減額が含まれております。2項児童福祉費5,395万5,000円の減。これには、児童手当費520万5,000円の減額が含まれております。

4款衛生費7,761万1,000円の減。1項保健衛生費6,934万3,000円の減。これには、ワクチン接種委託料768万8,000円の減額が含まれております。2項清掃費826万8,000円の減。これには、一関地方広域行政組合負担金251万6,000円の減額が含まれております。

5款労働費、1項労働諸費20万円の減。

6款農林水産業費523万5,000円の減。1項農業費493万6,000円の減。これには、農村地域防災減災事業負担金北照井堰地区770万円が含まれております。2項林業費29万9,000円の減。

7款商工費、1項商工費574万3,000円の減。これには、文化観光振興基金積立金100万円の減額が含まれております。

8款土木費5,551万7,000円の減。1項土木管理費137万円の減。2項道路橋梁費3,706万7,000円の減。これには、橋梁長寿命化計画策定更新業務委託料374万6,000円の減額が含まれております。

25ページでございます。

3項河川費136万4,000円の減。4項都市計画費803万3,000円の減。これには、下水道事業会計補助金500万円の減額が含まれております。5項住宅費768万3,000円の減。

9款消防費、1項消防費853万9,000円の減。これには、消防事務委託負担金425万2,000円の減額が含まれております。

10款教育費2,616万1,000円の減。1項教育総務費27万1,000円。2項小学校費579万円の減。3項中学校費219万7,000円の減。4項幼稚園費596万7,000円の減。これには、施設給付費144万8,000円の減額が含まれております。5項社会教育費888万7,000円の減。これには、地区公民館整備費補助金103万6,000円の減額が含まれております。6項保健体育費359万1,000円の減。これには、長島体育館アリーナ照明LED化工事費118万円の減額が含まれております。

11款災害復旧費932万2,000円の減。1項土木施設災害復旧費275万2,000円の減。2項農林水産施設災害復旧費657万円の減。

歳出合計補正額2億6,006万6,000円の減。

次に、26ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事業1,395万3,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、物価高騰対応低所得者支援事業、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金1,517万6,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、物価高騰対応低所得者支援事業、令和5年度低所得者の子育て世帯へのこども加算分253万4,000円。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧事業補助875万9,000円。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業補助350万円。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、農地災害復旧支援事業150万2,000円。

以上6事業、合計4,542万4,000円を翌年度に繰り越そうとするものでございます。

次に、27ページをお開き願います。

第3表、地方債補正の変更でございます。

限度額の変更でございまして、起債の目的、事業別に説明いたします。

水道事業会計出資金につきましては、変更前の限度額4,280万円を変更後の限度額4,190万円に、ごみ処理施設整備事業につきましては、同じく限度額630万円を340万円に、農村地域防災減災事業につきましては、同じく限度額190万円を960万円に、かんがい排水事業につきましては、同じく限度額20万円を10万円に、基幹水利施設ストックマネジメント事業につきましては、同じく限度額240万円を170万円に、道路橋梁改良事業につきましては、同じく限度額7,810万円を6,460万円に、公営住宅改修事業につきましては、同じく限度額2,250万円を2,210万円に、消火栓設置事業につきましては、同じく限度額200万円を180万円に、救急医療整備事業につきましては、同じく限度額2,850万円を2,790万円に、公共土木施設災害復旧事業につきましては、同じく限度額1,650万円を1,660万円に、農業用施設災害復旧事業につきましては、同じく限度額580万円を400万円に変更しようとするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ変更前と同じでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで、担当課長の補足説明を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時12分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

38ページ、18款の繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金の減額についてです。2億4,419万1,000円ですけれども、中身というか、何の予算事業に関わるものかということです。この間、地方創生とかなにかでいろいろ早めに事業を展開する上で、いろいろ財調も切り崩したりもしたものですから、そういったこともありましたので、どういう中身かということを確認したいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

ご質問の財政調整基金を戻し入れる中身につきましては、細かくまでは、どういう事業にということではなくて、国庫補助事業であるとか、地方創生臨時交付金の一時的に財政調整基金を充当して行っていた事業について、それぞれの補助金、交付金が確定したことに伴いまして、その分の充当を戻し入れるというようなことであるとか、あるいは、国庫補助金等の中でも、2分の1とか、3分の2とかという補助であれば、その残りの財源は町の財源として財政調整基金を取り崩して充当してきておりますので、いろんな事業の完了に伴いまして、精算による戻し入れる額が算定した中で所要の額が今回戻し入れることができるというふうに見込んでございます。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

45ページの鈴沢スタートアップオフィス整備工事費の36万6,000円は、どこの工事の内容かをお知らせください。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

鈴沢スタートアップオフィスの整備工事費の36万6,000円の増額ですけれども、玄関が今、昔

の玄関といいますか、そういう玄関になっておりまして、引き戸になっておりますが、それを玄関ドアに改修するというので、併せてIT関係の地域おこし協力隊員、そこにスマートフォン等で入退室記録ができるものをつけて、管理をしっかりしていこうということでございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第13、議案第12号、令和5年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第12号、令和5年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の84ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款項同額の補正の場合は、項の補正額でご説明をいたします。

歳入。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税900万5,000円の減。一般被保険者国民健康保険税の減額でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金5万7,000円。社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額でございます。

4 款県支出金、1 項県補助金4,424万6,000円の減。保険給付費等交付金の減額でございます。

6 款繰入金2,603万6,000円。1 項他会計繰入金403万6,000円。一般会計繰入金の増額でございます。2 項基金繰入金2,200万円。財政調整基金繰入金の増額でございます。

歳入合計補正額2,715万8,000円の減額でございます。

歳出。

1 款総務費18万1,000円、1 項総務管理費9万7,000円。一般管理費の増額でございます。2 項徴税費8万4,000円。賦課徴収費の増額でございます。

2 款保険給付費2,613万円の減。1 項療養諸費2,013万円の減。一般被保険者療養給付費の減額でございます。2 項高額療養費600万円の減。一般被保険者高額療養費の減額でございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分1,000円。一般被保険者医療給付費分の増額でございます。

5 款保険事業費、1 項特定健康診査等事業費305万4,000円の減。特定健康診査等事業費の減額でございます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金184万4,000円。保険給付費等交付金償還金等の増額でございます。

歳出合計補正額2,715万8,000円の減額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第14、議案第13号、令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第13号、令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の94ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款項同額の補正の場合は、項の補正額でご説明をいたします。

歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料378万7,000円の減。普通徴収保険料等の減額でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金27万4,000円の減。事務費繰入金の減額でございます。

歳入合計補正額406万1,000円の減額でございます。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費27万4,000円の減、一般管理費の減額でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金378万7,000円の減。後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。

歳出合計補正額406万1,000円の減額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第15、議案第14号、令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第14号、令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

議案書100ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明をいたします。

歳入。

1 款使用料、1 項施設使用料279万8,000円の減。入館料等の減額でございます。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金181万7,000円の減。一般会計繰入金の減額でございます。

4 款諸収入、2 項雑入229万9,000円の減。食堂売上げ料等の減額でございます。

歳入合計補正額691万4,000円の減額でございます。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費691万4,000円の減。需要費及び工事請負費等の減額でございます。

歳出合計補正額691万4,000円の減額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 多 数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第16、議案第15号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

議案書107ページをお開きください。

議案第15号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、108ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正で説明させていただきますが、款項同額ですので、項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1款使用料、1項駐車場使用料544万2,000円の減額。これは、中尊寺第一、第二駐車場と毛越寺駐車場使用料の減額によるものであります。

歳入合計6,648万7,000円となります。

続きまして、109ページをご覧ください。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費214万2,000円の減額。これは、職員の人件費、除雪委託料等の減額によるものでございます。

2款繰出金、1項繰出金330万円の減額。これは、一般会計への繰出金の減額であります。

歳出合計6,648万7,000円となります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第17、議案第16号、令和5年度平泉町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

議案書117ページをお開きください。

議案第16号、令和5年度平泉町下水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

119ページをお開きください。

令和5年度平泉町下水道事業会計補正予算実施計画書。

収益的収入及び支出、項目同額の場合は、目の補正額でご説明いたします。

収入。

1 款下水道事業収益500万円の減。1 項営業収益、1 目下水道使用料50万円。2 項営業外収益、3 目他会計補助金550万円の減。

支出。

1 款下水道事業費用500万円の減。1 項営業費用、6 目流域下水道費管理運営費500万円の減。

120ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

収入。

1 款下水道事業資本的収入77万円の減。1 項企業債、1 目下水道事業債30万円の減。2 項分担金及び負担金、2 目分担金5万円の減。3 項他会計出資金、1 目他会計出資金42万円の減。

支出。

1 款下水道事業資本的支出77万円の減。1 項建設改良費、3 目農業集落排水事業管渠整備費77万円の減。

今回の補正は、主に下水道使用料の増、流域下水道維持管理負担金の減額に伴う他会計補助金の減額。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第18、議案第17号、令和5年度平泉町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕建設水道課長。

建設水道課長(岩渕省一君)

議案書125ページをお開きください。

議案第17号、令和5年度平泉町水道事業会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。

127ページをお開きください。

令和5年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書。項目同額の場合は、目の補正額でご説明いたします。

収益的収入及び支出。

収入。

2款簡易水道事業収益200万円、1項営業収益、1目給水収益200万円。

収入合計200万円。

支出。

1款水道事業費用64万4,000円、1項営業費用64万4,000円、1目原水及び浄水費9万9,000円、2目配水及び給水費46万6,000円、7目資産減耗費7万9,000円。

2款簡易水道事業費用125万8,000円、1項営業費用125万8,000円、1目原水及び浄水費14万9,000円、2目配水及び給水費100万円、7目資産減耗費10万9,000円。

支出合計190万2,000円。

資本的収入。

収入。

1 款水道事業資本的収入86万9,000円の減、2 項負担金、1 目負担金3万1,000円。3 項出資金、1 目出資金90万円の減。

2 款簡易水道事業資本的収入190万円の減。1 項企業債、1 目建設改良費等の財源に充てるための企業債……失礼しました。2 款簡易水道事業資本的収入209万1,000円の減。1 項企業債、1 目建設改良費等の財源に充てるための企業債190万円の減。2 項負担金、1 目負担金19万1,000円の減。

収入合計296万円の減。

今回は、主に事業費の確定に伴う補正であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第19、発議第1号、平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明は既に終えておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

3番、猪岡です。

私は、この議員報酬の中の0.1か月分の増、30万円余りの支出について反対をするものであります。

将来の財政に直結するものであります。今や、我々は節約を口にするべきであります。効果はすぐには出ません、節約は。しかし、全く足りない金額と考えられる支出項目が予算書の中に多数あります。必要とするもののために、削ることができるものは削るべきだと考えます。

4年前、私を支援してくださった方たち、特にも私の家内は、必ず何も言わなくていいのかと言います。将来のために節約できるものは、今、節約すべきです。

以上、反対します。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

私は、発議第1号、議員報酬及び費用弁償に関する条例改正の原案に賛成をする立場で討論をさせていただきます。

この発議については、提案理由で述べていますように、本議会が他の自治体とは別に何か特別なことをしようということを出発点としているものではありません。そもそも、議員諸兄に考えていただきたいのでありますが、この発議は、議員全員協議会の場において討議を経て、それぞれ合意形成の上で発議をしているということに至った内容のものであります。その全員協議会の討議というのは、議員相互の信義と信頼の上に成り立つものでなければなりませんし、現にそうした信義則に基づいてこの間も討議が行われてきたというふうに私は確信をしているわけであり、反対意見は、この議決によって将来的に出費が増えることに反対をするという内容のようではありますが、改定部分の受領を否定するというのであれば、以前にも話した記憶がありますが、金銭供託の方法があるわけですが、そのような対応をされるのかどうかは述べられませんでした。

そもそも、議員は、自らの発言に責任を持つことなくして、選良していただいた住民との信頼も信義も失うものだというふうに私は考えます。当然のことではありますが、議員は、議員報酬に見合う日常活動が求められることは論をまちません。今般の発議議決後にも、その考えは何ら変わるものではないというふうに思います。町民の負託に応える議員活動をしつかりと住民に示すことによって、住民の理解は得られるものと私は確信をいたします。このような趣旨から、本発議案については賛成をいたします。

以上です。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

次に、原案に賛成の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(高橋拓生君)

起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第20、議案第18号から日程第26、議案第24号まで、令和6年度一般会計予算及び特別会計予算並びに下水道事業会計予算、水道事業会計予算、合計7件を一括議題といたします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。

4番、氷室裕史議員。

4番(氷室裕史君)

平泉町議会議長、高橋拓生様。

予算特別委員会委員長、氷室裕史。

委員会審査報告。

議案第18号、令和6年度平泉町一般会計予算、議案第19号、令和6年度平泉町国民健康保険特別会計予算、議案第20号、令和6年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号、令和6年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、議案第22号、令和6年度平泉町町営駐車場特別会計予算、議案第23号、令和6年度平泉町下水道事業会計予算、議案第24号、令和6年度平泉町水道事業会計予算。

本委員会に付託された上記議案について、3月7日、8日の両日にわたり審査した結果、次の意見を付して原案可決すべきものと決定したことから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査意見。

1、人口減少および少子化対策は喫緊の課題であり、定住化促進・子育て支援施策の一層の拡大を図らねばならない。

2、財政の運営に当たっては、安定的な自主財源の確保に努めるとともに、基金の取り崩しを慎重にされたい。住民福祉を念頭に行財政改革を進め、積極的に経費削減を図り、効率的・効果的な事務執行に努めること。

3、金色堂建立900年を契機とする観光客の受け入れ態勢を万全にし、町内への経済波及効果

を増大すべく取り組まれない。

4、農業振興施策は、小規模農家へも配慮した施策の推進を図られたい。

5、健康福祉交流館については、構造的課題を解決し、健全経営に取り組まれない。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま議題となっております7件の議案は、予算特別委員会において審査が十分なされたものでありますので、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第18号、令和6年度平泉町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、令和6年度平泉町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、令和6年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、令和6年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(高橋拓生君)

起立多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和6年度平泉町町営駐車場特別会計予算について討論を行います。討論
はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、令和6年度平泉町下水道事業会計予算について討論を行います。討論はあ

りませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、令和6年度平泉町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

議 長 (高橋拓生君)

再開いたします。

日程第27から日程第32、議案第25号から議案第30号、条例案件1件、補正予算案件5件、合計6件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長 (青木幸保君)

それでは、追加議案となります条例案件1件、補正案件5件、合計6件につきましてご説明を

申し上げます。

初めに、条例案件1件につきましてご説明を申し上げます。

議案書その2の3ページをお開き願います。

議案第25号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

提案理由であります、4ページに記載のとおり、地方自治法の一部を改正する法律の改正に伴い、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、補正予算案件5件につきましてご説明を申し上げます。

議案書その2の5ページをお開き願います。

議案第26号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第5号）でございます。

令和5年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費。

第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表繰越明許費による。

次に、議案書その2の7ページをお開き願います。

議案第27号、令和6年度平泉町一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度平泉町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,309万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,209万6,000円としようとするものでございます。

次に、議案書その2の23ページをお開き願います。

議案第28号、令和6年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,785万円としようとするものでございます。

次に、議案書その2の29ページをお開き願います。

議案第29号、令和6年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ374万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,894万8,000円としようとするものでございます。

次に、議案書その2の35ページをお開き願います。

議案第30号、令和6年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,687万5,000円としようとするものでございます。

以上、提案をいたします。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第25号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

それでは、議案書その2の3ページをお開き願います。

議案第25号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての補足説明をさせていただきます。

本条例は、令和5年5月に公布されました地方自治法の一部を改正する法律の規定によりまして、令和6年度からパートタイム会計年度任用職員について勤勉手当の支給が法律上可能となり、併せまして通知されました総務省自治行政局公務員部長通知によりまして、フルタイム会計年度任用職員に対しましても、対象となる職員に適切に勤勉手当を支給すべきとすることが示されたことを受けまして、本町におきましても、令和6年度からフルタイム及びパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となるよう、3本の関係条例を一元的に改正しようとするものでございまして、本件に関しましては、職員組合との労使協議合意を得まして、提案させていただくものでございます。

参考資料の1ページをお開き願います。

議案第25号参考資料、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表にて説明をさせていただきます。

整備条例第1条では、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について規定をしており、第7条において、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象から会計年度任用職員を除く規定を削ることで、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含めることに改めようとするものでございます。

続いて、2ページでございます。

整備条例第2条では、平泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について規定しており、第13条の2及び第23条の2において、任期の定めが6月以上のフルタイム及びパートタイム会計年度任用職員について、一般職の職員における勤勉手当の支給に係る給与条例の規定を準用しようとするものでございます。

ただし、パートタイム会計年度任用職員において、1週当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定める者は、期末手当の場合と同様に除こうとするものでございます。

また、任期が6月以上の会計年度任用職員とみなす場合の要件につきましては、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員ともに、期末手当の場合と同様に準用しようとするものでございます。

なお、パートタイム会計年度任用職員における勤勉手当の基礎額につきましては、期末手当の場合と同様に、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬1月当たりの平均額に読み替えようとするものでございます。

第13条及び第23条におきましては、勤勉手当を支給することに伴いまして、会計年度任用職員の期末手当の支給率について、令和4年の人事院勧告及び令和5年の勧告に基づき、一般職の職員における勤勉手当の支給率の引上げ分を会計年度任用職員は期末手当の支給率の引上げ分として本年度は適用しておりましたが、その読み替え規定の条文を削りまして、令和6年度からは一般職の職員における期末手当の支給率に準ずることで以前の規定に戻しまして、支給率全体の調整を図ろうとするものでございます。

4ページでございます。

整備条例第3条では、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について規定しておりまして、第20条において、会計年度任用企業職員の給与の区分に勤勉手当を追加し、改めようとするものでございます。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

議案書その2の5ページをお開きください。

議案第26号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第5号）につきまして補足説明させていただきます。

それでは、6ページをご覧ください。

第1表繰越明許費、1款総務費、1項総務管理費、事業名、駐車場案内システム修繕事業、金額は465万5,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、現在の契約内容についてご説明申し上げます。

工事名が駐車場案内システムLED表示部交換工事、工事場所、平泉町平泉字衣関地内になります。

契約日が令和6年1月26日、現在の工期が令和6年1月26日から3月28日、請負額465万4,100円、請負者は神奈川県横浜市のアマノ株式会社でございます。

繰越理由でございますが、本工事で使用する資材の調達等に時間を要することから、年度内完成が見込めなくなり、翌年度へ繰越しするものでございます。

なお、完成日は令和6年4月25日を予定しております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、令和6年度平泉町一般会計補正予算（第1号）について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

議案書その2の7ページをお開き願います。

議案第27号、令和6年度平泉町一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

8ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金4,309万6,000円、これは財政調整基金繰入金でございます。

歳入合計補正額4,309万6,000円でございます。

次に、9ページ、歳出でございます。

歳出補正予算につきましては、令和6年度において会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給するため、主に各款項の予算におきまして、会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当及び共済費について予算調整をさせていただくものでございます。

1款議会費、1項議会費37万5,000円。

2款総務費107万5,000円、1項総務管理費88万3,000円、3項戸籍住民基本台帳費19万2,000円。

3款民生費2,114万2,000円、1項社会福祉費442万6,000円、これには健康福祉交流館特別会計繰入金374万8,000円が含まれております。2項児童福祉費1,671万6,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費57万2,000円。

6款農林水産業費、1項農業費37万8,000円。

7款商工費、1項商工費37万5,000円、これには町営駐車場特別会計繰入金37万5,000円が含まれてございます。

8款土木費、1項土木管理費49万3,000円。

10款教育費1,868万6,000円、1項教育総務費239万7,000円、2項小学校費537万7,000円、3項中学校費142万8,000円、5項社会教育費860万7,000円、6項保健体育費87万7,000円。

歳出合計補正額4,309万6,000円でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(高橋拓生君)

起立多数です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、令和6年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長(千葉光祉君)

議案第28号、令和6年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の補足説明をさせていただきます。

議案書その2の24ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明をいたします。

歳入、6款繰入金、2項基金繰入金75万円、財政調整基金繰入金の増額でございます。

歳入合計補正額75万円の増額でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費37万5,000円、職員手当等及び共済費の増額でございます。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費37万5,000円、職員手当等及び共済費の増額でございます。

歳出合計補正額75万円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、令和6年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第1号)について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長(千葉光祉君)

議案第29号、令和6年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第1号)の補足説明をさせていただきます。

議案書その2の30ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明いたします。

歳入、2款繰入金、1項他会計繰入金374万8,000円です。一般会計繰入金の増額でございます。

歳入合計補正額374万8,000円の増額でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費374万8,000円、職員手当等及び共済費の増額でございます。

歳出合計補正額374万8,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、令和6年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）について担当課長の補足説明を求めます。

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

議案書35ページをお開きください。

議案第30号、令和6年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、36ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でご説明させていただきますが、款項同額ですので、項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金37万5,000円、これは一般会計繰入金になります。

歳入合計6,687万5,000円となります。

続きまして、37ページをご覧ください。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費37万5,000円、これは会計年度任用職員の人件費の増によるものでございます。

歳出合計6,687万5,000円となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。着席での休憩といたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時24分

議長（高橋拓生君）

再開します。

日程第33、同意第1号から日程第36、諮問第2号、人事案件4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、追加議案となります人事案件4件の説明をさせていただきます。

議案書その3の3ページをお開き願います。

同意第1号の提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、丸山芳広。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の丸山芳広委員が令和6年3月29日をもって任期満了となりますことから、引き続き丸山芳広氏を委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

次に、議案書その3の4ページをお開き願います。

同意第2号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に任命することについて、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、千葉光祉。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の岩渕省一委員が令和6年3月31日をもって退職されますことから、新たに千葉光祉氏を職員代表委員として任命したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

次に、議案書その3の5ページをお開き願います。

諮問第1号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、菅原吉紀。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この諮問案件は、現委員の菅原吉紀委員が令和6年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き菅原吉紀氏を委員として推薦したいので、議会の意見を求めようとするものでございます。

次に、議案書その3の6ページをお開き願います。

諮問第2号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、八重樫結花。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この諮問案件は、現委員の八重樫結花委員が令和6年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き八重樫結花氏を委員として推薦したいので、議会の意見を求めようとするものでございます。

以上、提案いたします。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決いたします。

同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決いたします。

本件に賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第1号は可決されました。

同意第2号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて採決いたします。

本件に賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第2号は可決されました。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決いたします。
本件は原案に異議のないことを答申することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、諮問第1号は原案に異議のないことを答申することに決定いたしました。
諮問第2号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決いたします。
本件は原案に異議のないことを答申することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、諮問第2号は原案に異議のないことを答申することに決定いたしました。
暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時31分

議長(高橋拓生君)

再開いたします。

日程第37、発議第2号、平泉町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提出者の説明を求めます。

高橋伸二議員。

8番(高橋伸二君)

発議第2号。

令和6年3月14日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、高橋伸二。

賛成者、町議会議員、升沢博子、同じく佐藤孝悟、同じく真竈光幸、同じく三枚山光裕、同じく猪岡須夫。

平泉町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平泉町議会委員会条例の一部を改正する条例。

平泉町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 広報広聴常任委員会6人。

議会の広報及び広聴に関する事項。

附則。

この条例は、令和6年4月15日から施行する。

提出の理由。

議会における広報及び広聴に関する活動の一層の強化のため、常任委員会の設置を行おうとするものです。

発議第2号の参考資料を付しておりますので、ご参照願います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第38、発議第3号、北朝鮮による日本人拉致問題の一刻も早い全面解決を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

発議第3号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、氷室裕史。

賛成者、真竈光幸、佐藤孝悟、阿部圭二、猪岡須夫、稲葉正。

北朝鮮による日本人拉致問題の一刻も早い全面解決を求める意見書の提出について。

上記の発議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

北朝鮮による日本人拉致問題の一刻も早い全面解決を求める意見書（案）。

北朝鮮が拉致の事実を認めた平成14年の日朝首脳会談から現在に至るまで帰国を果たした拉致被害者は僅かに5人だけであり、未だ全面的な解決には至っていない。

一刻も早い解決と帰国を待ち望んでいる被害者のご家族の悲しみと怒りは計り知れないものがある。

令和2年2月には、拉致被害者の有本恵子さんの母、嘉代子さん、また6月には横田めぐみさんの父、滋さん、そして令和3年11月には田口八重子さんの兄、飯塚繁雄さんが再会を果たせぬまま亡くなるなど、拉致被害者のご家族の高齢化が進んでおり、問題の解決には一刻の猶予も許されない状況である。

政府が認定する拉致被害者の健在な親は、横田めぐみさんの母早紀江さん88歳、有本恵子さんの父明弘さん95歳の二人だけとなってしまった。

拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる極めて重大な問題であり、国の責任に於いて解決すべき喫緊の重要課題である。

国におかれては、拉致被害者全員の早期帰国を実現するため、被害者の家族の強い怒りと悲しみを我がことと考える国民全ての怒りであることを認識し、国際社会からの支持と協力を得る努力を惜しまず、あらゆる方策を用いて膠着した事態の打開を図り、拉致問題の一刻も早い全面解決に向けて全力で取組むよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年3月14日。

岩手県平泉町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣、外務大臣、拉致問題担当大臣。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第39、発議第4号、政治資金規正法疑惑の徹底解明を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

発議案第4号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、氷室裕史。

賛成者、真竈光幸、阿部圭二、佐藤孝悟、稲葉正。

政治資金規正法疑惑の徹底解明を求める意見書。

上記の発議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

政治資金規正法違反疑惑の徹底解明を求める意見書（案）。

自由民主党の派閥による政治資金パーティー券収入をめぐる問題では、政治資金規正法に違反する可能性が強く指摘されています。

政治資金収支報告書への不記載は、多数かつ多額になるとみられ、議員側に還流させていた政治と金の問題として、国民の政治不信は高まっており、真相究明を求める声が大きくなっています。

よって、国においては、政治への信頼を取り戻すため、政治資金規正法違反疑惑の徹底解明を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和6年3月14日。

岩手県平泉町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣官房長官。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず最初に、反対の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6番(三枚山光裕君)

発議4号に賛成の立場から討論に参加いたします。

まず第1点は、自民党の国会議員だけが脱税しても捜査を受けない、おとがめがない、これは許されることではないという点であります。

第2点は、二階俊博元自民党幹事長が自民党から過去5年間で約50億円もの政務活動費を受け取っていたと言われております。本議会でも議論した平泉町の1年間の一般会計は約50億円であります。

そして、その使途についてでありますけれども、書籍購入が3,472万円、3年間に及ぶと言われて、2万7,700冊を購入したというものであります。平泉町の令和4年度決算での図書館の書籍購入費は138万円、804冊であります。二階氏一人の懐にこのような多額の金額が入っていたということでありまして。この自民党には、今年度でも159億円もの税金、政党交付金が支給されております。

3点目は、国民の怒りはもとより、この問題は、国民はもとより、地方の自民党員あるいは自民党議員に対しても背を向けるものだと言わなければなりません。

以上の点から徹底説明が必要だということで、賛成討論といたします。

議長(高橋拓生君)

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(高橋拓生君)

起立多数です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決しました。

議長(高橋拓生君)

日程第40、発議第5号、インボイス制度の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

発議案第5号。

令和6年3月14日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、阿部圭二。

賛成者、平泉町議会議員、三枚山光裕、同じく稲葉正。

インボイス制度の廃止を求める意見書の提出について。

上記の発議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

インボイス制度の廃止を求める意見書（案）。

昨年の10月1日、消費税の適格請求書保存方式（インボイス）制度が導入されましたが、中小企業・小規模事業者においては、大きな混乱が続いています。

制度の導入にあたっては、日本税理士連合会が「令和5年度税制改正に関する建議書」において、「免税事業者は適格請求書を発行できないため、対象事業所取引から排除されることや消費税等相当額の値上げが強いられ、廃業を余儀なくされる事業者が増える可能性があり、課税事業者であっても、適格請求書保存方式においては、取引の都度、適格請求書等の有無の確認を行う必要があり、この確認は少額取引（3万円未満）についても一定の取引については必要となる」とした上で、これらは事業者等の事務に過度な負担を生じさせることを問題として指摘しています。

一関市内では、適格請求書保存方式が導入されて以降、これまで免税事業者であった小規模事業者を中心として、「インボイス登録したけれども、事務処理が全く理解できない。税理士に委託したくとも、昨今の経営不振によって財源がない」（小売）「消費税額を試算したところ、売り上げが500万円であるのに対して、税額は20万円ほどになり、到底払える金額ではなかったため、インボイス登録を見送ったところ、元請けから取引停止を通告された」（建築）、「元請けから、免税事業者の場合は消費税相当額10%を請負代金から差し引くと言われ、代金を減額された」（製造）といった事例が報告されています。これらは、日本税理士連合会が指摘した「事業者における事務処理の過度な負担と対事業所取引から排除、消費税相当額の値下げ強要による不利益」に他ならず、制度が継続することで、多くの地場中小企業・小規模事業者が廃業に追い込まれることが懸念されます。

よって、多くの中小企業・小規模事業者の事業継続とその家族の生活を守る観点から、インボイス制度の廃止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月14日。

岩手県平泉町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、財務大臣。

以上です。皆様の真摯な意見をよろしく申し上げます。

議長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

1 番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

インボイス制度の廃止を求める発議第 5 号に対して、私は反対の立場で討論いたします。

インボイスとは、明細付請求書を意味する英語で、インボイス制度は課税事業者であることを請求書や領収書で証明する制度です。税法上は適格請求書と呼びます。

インボイス制度は、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段です。記載義務を満した請求書により消費税を計算し、きちんと納付しましょうという制度です。日本では、複数の消費税率に対応する制度として、インボイス制度が昨年導入されました。現在、消費税率は原則 10% ですが、食品や定期購読の新聞などは 8% の軽減税率が適用されており、2 つの税率があります。そこで、商品に課せられている消費税が 10% なのか、8% なのかを売手が買手に対して伝えなければなりません。そのため、商品に課税されている消費税率、消費税額を請求書内で明記する適格請求書、インボイス方式であります。

適格請求書方式による請求書に基づき、消費税の仕入れ税額控除を計算し、証拠資料として保存することを適格請求書等保存方式と呼びます。適格請求書は、区分記載請求書に適格請求書発行事業者ごとに割り当てられた登録番号や適用税率、消費税額等を追加したものです。売手側に発行が義務化され、写しも保存しなければなりません。不正発行は罰則が課せられます。

適格請求書は 2019 年 10 月 1 日から、請求書には区分記載の要件が追加されていますので、現在、義務づけられている区分記請求書にインボイス制度の登録番号、適用税率、消費税等の額の 2 つの追加した請求書となります。

全ての人が適格請求書を発行するわけではありません。適格請求書を発行するには、消費税の課税事業者でなければなりません。しかし、課税売上高が 1,000 万円以下の事業者については納税が免除されています。これが消費税の減免事業者です。消費税を納めていない事業者である減免事業者は、適格請求書を発行することはできません。

2023 年 10 月以降は、仕入れ税額控除を行うためには、適格請求書、インボイスが必要となります。消費税計算の中で預かった消費税から支払った消費税を控除することを仕入れ税額控除といいます。仕入れ税額控除がなければ、二重、三重に消費税が累積し、負担が大きくなるからです。この仕入れ額控除を認めてもらうためには、請求書を領収書の記載内容や保存方法に関して

要件を守らなければなりません。課税売上高1,000万円以下の免税事業者は、適格請求書、インボイスが発行できないため、仕入れに係る税額は買手側の課税事業者が負担することになります。

インボイス制度で最も問題になるのが適格請求書が発行できない事業者からの仕入れは、仕入れ税額控除が認められていないという点です。年額の売上高が1,000万円以下のフリーランス、個人事業主は、消費税の免税事業者となっているケースが多いと思います。取引先が仕入れ税額控除を考えるのであれば、消費税課税事業者選択届を税務署に出して、課税業者になる必要があります。免税事業との取引をやめてしまう買手側の課税事業者ができることになるかもしれません。そのため、経過措置として2029年9月末までは免税事業者から仕入れについて、一定の割合で仕入れ税額控除ができる特例が設けられています。この経過措置で免税事業者でも取引を続けてもらえることとなります。

中小企業では、紙等での請求書や納品書のやり取りの非効率的な作業がいまだに多く存在しています。企業間のやり取りを紙に代わり電子データで行える電子インボイスが推進され、受発注業務と決済業務をつなぐ基礎的な情報デジタル化されれば、中小企業の生産率は高まり、財務基盤と経営力も向上していきます。

事業者間の取引で弱い立場の中小企業が消費税を価格転嫁できずに負担するケースもあるようですが、インボイスは税額で明確化されれば価格転嫁しやすくなります。特に、電子インボイスはすぐに可視化されるため、曖昧な受発注や支払いは許されなくなります。下請取引の理不尽な商慣習が見直される契機になり、適正価格が実施できれば賃上げの原資も確保しやすくなります。また、デジタル取引は資金決算が早く、取引先との迅速な代金支払い、受け取りにより、中小企業の資金繰りで改善されていきます。

インボイスは納めるべき消費税の一部が事業者の手元に残る益税の改善、公平な納税環境の改善の整備が進むこととなります。

よって、インボイス制度の廃止を求める発議第5号には反対をいたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

発議5号に賛成の立場から討論をいたします。

賛成する理由の一つは、事業者に新たな負担になっているという点であります。

もともと厳しい経営の中小、零細事業者にとって事業の継続が困難となり、生活そのものが脅かされる死活問題となるからです。

インボイス制度は、これまで消費税を免除されてきた年収1,000万円以下の事業者にとって新たな増税となります。インボイス登録事業者と登録していない事業では違いがありますが、登録している事業者の場合、現在は支払った消費税の80%まで差引きできるといいますが、これは期間限定です。特例期間が過ぎると、例えば年収300万円の事業者なら新たに30万もの税金を払うことになりかねません。

賛成とする2つ目の理由は、インボイスを登録しないと仕事がもらえない場合があり、その点でも死活に関わる問題となります。

ある事業者が仕入れたときに支払った消費税分を差し引いて納税申告する場合は、仕入れたものを売った事業者がインボイス登録者でなければ、申告時に既に支払った消費税分を差し引くことができません。意見書の提案にもあったように、既に管内では、大手ハウスメーカーから仕事がなくなったという例も出ています。

賛成する3点目は、納税するための経理、税務の業務が膨大になるという点です。

従来2時間で済んだ申告の相談が5時間もかかった場合があるといます。もともと一人親方だったり、家族で事業をしていたりすると、金額的にも税務の専門家を頼むこともできない、そういう点では、経済的にも大きな負担となります。

インボイスの正式名称は、適格請求書等保存方式でありますけれども、簡単に言えば国によって認められた請求書のことであります。販売者は消費税が正しく記載された請求書を発行して、それを保存しましょうという制度にもなっており、保存期間は7年間となっております。そして、インボイス登録事業者が負う義務があり、誤った場合は修正インボイスの交付、返品や値引きがあった場合の返還インボイス、取引の相手方のインボイス登録が有効かの確認などなど、多くの事務処理が増えてまいります。

ある農家の例では、そもそもインボイスについて仙台国税局でも理解できていない制度だということがありました。最初の電話の問合せでは、肉牛は農協委託でもインボイスが必要と言い、2回目の問い合わせると、農協の委託はインボイスは要らないと言い、枝肉は必要だと言ったり、最後はこちらでは回答できないという場合もあったといます。管内の例であります。結局、国税局も理解できていない制度なのであります。

以上の点からも、インボイスを中止を求める本意見書に賛成といたします。どうぞよろしくお願いたします。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（高橋拓生君）

起立少数です。

したがって、発議第5号は否決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第41、発議第6号、「子育て支援に関する提言書」提出に関する決議を議題といたします。
本案について提出者の説明を求めます。

総務教民常任委員長、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

発議第6号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、総務教民常任委員会委員長、氷室裕史。

「子育て支援に関する提言書」提出に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。

「子育て支援に関する提言書」提出に関する決議（案）。

我が国では2022年に「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」が成立し、2023年4月1日に「こども家庭庁」が設立された。これまで子育て支援に関しては、内閣府や厚生労働省がその役割を担っていたが、こども家庭庁の新設により、これからは事務の一元化と円滑な施策の推進が見込まれる。

児童福祉法第2条には、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う、とある。

現在、本町の出生数は26人（令和4年度）で、10年前の平成24年から20人減少し、今後も出生者数は減少し続けることが見込まれる。出生者数の減少は将来的な生産年齢人口にも影響し、あらゆる福祉サービスにも影響を及ぼすと考えられる。そのような事態を防ぐためにも、すべての子育て世帯を切れ目なく支援するという国の基本理念に則り、多角的な観点から子育て支援施策に取り組んでいくことが大切である。

こうした背景を踏まえ、本町の実情を検証しながら様々な課題解決に向け、本町の子育て支援施策が住民ニーズに応えられるものとなるよう、また、誰一人取り残されることなく、子どもと子育てをする全ての者が安全、安心な生活を送れるよう当委員会において、下記事項を要旨とする「子育て支援に関する提言書」を別冊のとおり取りまとめたので、これを町に提出し、もって、この政策に基づく施策の実施について提言表明する。

記

1、町内病児病後児保育の確立。

コロナ禍において、子育てを取り巻く家庭環境は一変した。共働き夫婦は子どもが罹患すると、仕事を休まざるを得ないため、対応が難しい。現在、一関市内に病児病後児保育に対応した施設はあるが、利便性の観点から町内にも病児病後児保育機能を備えた施設整備を検討されたい。

2、子どもの居場所の確保。

志羅山児童館の廃止など、町内の遊具のある施設は保育所の庭園だけとなり、休日の子どもたちの遊び場は不足している。また、平泉町のみならず、全国的に不登校の児童生徒が増加の一途を辿る中、運動公園等、子どもの居場所の確保は急務である。早期の施設整備に向けた協議を進められたい。

3、給食費の完全無償化。

令和4年度までに学校給食費完全無償化を実施した自治体は全国1,600市町村の約3割にあたり、その機運は高まりつつある。また、子育て世帯への経済的負担の軽減の観点からも、中学校までの給食費完全無償化の実施に向けて取り組まれない。

4、交通手段の充実。

町内では子どもの興味がある様々な催し事があるが、共働きの場合、送迎の都合で諦めてしまうこともある。また、今後のクラブ活動の地域移行等、各家庭の送迎の負担は増加するとも考えられ、子育ての目線に立った交通手段の充実を図られたい。

5、相互の情報発信施策の充実。

子育て世代を含めた各世代の意見を尊重するためには、単一方向の情報提供ではなく、相互の考えを共有すべきである。より一層、町民が直接伝えたいことを伝えられる場の提供と共に、各世代間に対応する話し合いの機会を設けることを望む。

以上、決議する。

令和6年3月14日。

岩手県平泉町議会。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決しました。

議長（高橋拓生君）

日程第42、発議第7号及び日程第43、発議第8号についてを一括議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

産業建設常任委員長、升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

発議第7号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、産業建設常任委員会委員長、升沢博子。

「社会基盤整備、農業振興策及び観光・産業振興策に関する提言書」提出に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。

「社会基盤整備、農業振興策及び観光・産業振興策に関する提言書」提出に関する決議（案）。

世界的に続く地球温暖化による異常気象は我が国にとっても例外ではなく、昨今の自然災害は住民生活を脅かしている。

また、少子高齢化による人口減少が問題視されて久しく、そのことによる産業構造の変化は基幹産業である農業をはじめ、自然環境、暮らしに直結する地域経済にも大きな変化をもたらしている。

そのような中、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい災害にも等しい脅威となっており、コロナ後を見据えた包括的で持続可能な社会の構築がもためられている。

本委員会は①社会基盤整備について、②農業振興策について、③観光・産業振興策について調査してきた。

社会基盤整備については、水道事業について、人口減少による有収水量の減少、設備の老朽化、料金格差などの課題があり、広域化を進める自治体の調査を行い当町の水道事業の在り方について模索した。また、「住環境の向上について」をテーマに初めて取り組んだ町民とのワークショップから、景観条例の見直しの必要性、リフォーム助成の要望、空き家の活用について等、様々な課題が出された。

農業振興策では、遊休農地や荒廃農地への対応と後継者支援が必要であり、また、鳥獣被害対策は「荒廃農地」と密接にかかわり、新たな状況を踏まえた対策が求められている。

観光・産業振興策については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行後、観光需要が回復傾向にあり、中尊寺金色堂建立900年の今年は記念事業が続き、今後さらなる受け入れの整備が急がれる。しかし、自粛を余儀なくされた4年間の商工事業者の痛手は大きく、その支援策も必要となっている。

こうした背景を踏まえ、住民にとって安心、安全で持続可能な社会づくりに取り組むために、住民要望等に対する継続的な改善策と対応策を方向付けることを目的として、下記事項を要旨とする「社会基盤整備、農業振興策及び観光・産業振興策に関する提言書」を別冊のとおり取りまとめたので、これを町に提出し、もって、この政策に基づく施策の実施について提言表明する。

記

（1）社会基盤整備について。

災害時における避難路の確保や緊急車両の通行にとっても道路整備は重要である。町道認定されていない生活道路や、未舗装の生活道路の整備とともに、緊急車両が入れない道路の改善にも

引き続き努められたい。

水道事業の広域化については、水道料値上げや安全性の確保について課題も見られた。また、能登半島地震での水道の復旧状況をみると、広域化となれば復旧は一層遅れることが推測されることから、慎重な議論が必要と考える。

町内での豪雨被害や能登半島地震を踏まえ、維持管理が町に属する「治山ダム」の掌握と対応に引き続き努められたい。

(2) 農業振興策について。

最大の課題は担い手・後継者不足である。農村の疲弊は食料の生産基盤の弱体化となり、生産力の低下で2040年にコメは156万トンの供給不足になると推計されている。「食料・農業・農村基本法」の見直しで「自給率の向上」が「放棄」される懸念があり、小規模農家も重要な「食料生産者」との立場で支援を強めることが必要である。

町内ではここ数年、新規の就農者が園芸野菜に意欲を持って取り組んでいる。繁忙期の人手不足なども課題となっているが、「農福連携」の探求も含め若手就農者が希望を持って農業に取り組める支援を強められたい。

昨年はクマの目撃が町内全域で報告された。また、長島地域ではサルの出没やイノシシの被害が拡大しており、状況の変化を踏まえた対策を講じられたい。

(3) 観光・産業振興策について。

平泉町は令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響により激減した交流人口が令和5年5月の5類移行を契機に、国内外の観光事業が回復傾向を示し、令和5年度は当町も観光客が増加しにぎわいが戻りつつあると感じた年だった。

従来通りの開催となった各種イベントや事業も多く、特に令和6年は金色堂建立900年事業として様々な事業が計画され、開催を機に観光事業の飛躍が期待されている。

一方、産業振興については4年間に渡った新型コロナウイルス感染症の影響から国、県からの財政支援を受けている事業者も多く、その返済の時期をむかえ苦慮している事業者も見受けられる。また、高齢化による後継者不足も相まってこの間、廃業に追い込まれる事業者も見受けられた。

そのなか町は誘致企業との連携によるプログラミング講座などの人材育成を図り、デジタル技術の活用による新たな仕事への期待も感じられた。

当町においては中尊寺通りの整備完了を受け、新たな店舗開業への助成支援などにより、歩いて楽しい中尊寺通り及び毛越寺通りによる誘客で地元商店の活性化を目指すべきと考える。

避けられない人口減少と高齢化の中、束稲山麓日本農業遺産と藤原氏の平和理念、浄土思想を優位性として、平泉の世界遺産の新たな価値による観光施策として令和5年3月に策定した「観光振興計画」の具現化を図るよう提言する。

合わせて、観光客が戻りつつある中でも物価高騰により利益の減少する現状を踏まえ、コロナ後の観光を支える商工業者への息の長い支援も継続するよう求める。

以上、決議する。

令和6年3月14日。

岩手県平泉町議会。

次に、発議第8号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、産業建設常任委員会委員長、升沢博子。

「『景観計画』及び付随する条例の改定に向けた提言書」提出に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。

「『景観計画』及び付随する条例の改定に向けた提言書」提出に関する決議（案）。

本町では、平成13年4月に平泉の文化遺産が世界遺産暫定リストに登録されたことを受け、「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」を作成し、平成17年1月から施行された。

また、同年10月には景観法に基づく「景観行政団体」の指定を受け、平成20年3月に「平泉町景観計画」を策定した。それに併せて「景観条例」を全面改定し、平成21年4月から施行している。その後、平成24年7月「平泉町都市計画マスタープラン」の改定を受け、景観計画の改定を行ってきている。

こうした背景を踏まえ、当委員会において、下記事項を要旨とする「『景観計画』及び付随する条例の改定に向けた提言書」を別冊のとおり取りまとめたので、これを町に提出し、もって、この政策に基づく施策の実施について提言表明する。

記

景観計画の改定から10年、景観条例の改定から15年が経過するのを機会に、運用上の課題、まち並みの変化や社会情勢の変化を踏まえ、それらとの整合を図りながら将来を見据えて景観計画と関連する条例を見直す時期と考える。

現行の景観計画、景観条例、屋外広告物条例のこれまでの内容は継承しつつ、法が定める施策と関連する計画、条例と住民意識・住民感情との整合を図りながら、より実効性を高めるためにも改定が求められている所以である。

社会情勢等の対応した、平泉の文化景観が今以上に美しく価値あるものとして将来に継承するためには、住民の協力が不可欠であり景観の誘導方針も住民の理解が得られる内容としなければならない。

景観形成の見直しにあたっては、地域と行政との連携なくして推進できない事は言うまでもなく、地域の主体性を尊重し、地域住民の意向を景観形成に反映させることが何よりも肝要である事から提言する。

なお、課題と見直すべき主な内容は「産業建設常任委員会の考察」資料（別冊）に記した内容が反映されるよう期待する。

以上、決議する。

令和6年3月14日。

岩手県平泉町議会。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

発議第7号、「社会基盤整備、農業振興策及び観光・産業振興策に関する提言書」提出に関する決議について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第8号、「『景観計画』及び付随する条例の改定に向けた提言書」提出に関する決議について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第44、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

令和6年度に開催が予定されている各種会議、議員研修等については、別紙「議員派遣一覧表」のとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、令和6年度に開催が予定されています各種会議、議員研修等については、別紙「議員派遣一覧表」のとおり決定いたしました。

お諮りします。

ただいま決定した別紙「議員派遣一覧表」以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、「議員派遣一覧表」以外の議員の派遣については、そのように取り扱うことに決定いたしました。

ここで提言書の提出を議場で行いますので、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時23分

議長(高橋拓生君)

再開いたします。

以上で、本定例会3月会議に付議された全ての議案が議了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもって、令和6年平泉町議会定例会3月会議を閉議いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時23分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 高 橋 伸 二

同 佐 藤 孝 悟